

陳 情 文 書 表

4 陳情第 47 号

小金井市教育委員会による学校運営協議会の公募委員の人数に関して
 小金井市長に対し小金井市議会の見解を求めらる 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4 年 7 月 7 日
 (西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉 和彦 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉 和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

安藤 主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 7 月 7 日 15:40				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市教育委員会より学校運営協議会の公薦委員の人選に關して
小金井市長に対し小金井市議会の意見書と求むる陳情書。

別紙

- 1 現代の公立中学校の運営における重要な事項は、学校運営の透明性の確保である。学校長は、学校経営の重要事項について事実関係を隠蔽したり、虚偽の事実を報告してはならない。
 - 2 時代の要請を怠り、いじめ防止対策推進法は平成25年に制定された同法第16条（いじめ早期発見のための措置）は、いじめの発見に対し市長及び学校長の責務を定めている。これによりいじめ自殺の軽微な事案は、毎年50件も起る。
 - 3 小金井市教育委員会教育長は、令和4年5月13日付小論文+切として第一中学校学校運営協議会委員の公薦委員2名の欠員を公薦した。公薦料は2名、選考基準として小論文審査を設け、論文審査(1)~(6)の項目各10点満点として(1)~(6)の項目に対し、「水戸水問題等」の把握、知識、協調性などを割り振っている。加えて、性別、地域性、年齢の条件もある。現行の右協議会委員の全数は15名であるところ、以上の5条件すべてを容認の選考基準にすると等しい。この右運営協議会は非公開である。
 - 4 陳情者は、本件公薦委員の当選の理由を確認しようと思ひ、情報開示を求めたところ、右(1)~(6)の全項目が黒塗りされた。教育長は、黒塗りの理由として「開示するとにより小金井市教育委員会の公正な職務執行に著しい支障が生ずると認めらる」と答へた。教育委員会の7人7票7人総長も陳情者の思ふところ、全項目黒塗りは、7人7票、不公正であると思ふ。陳情者は、既に第一中学校で生徒がいじめ自殺を体験したと2、9...しは、第一中学校が荒れ果てた学校になり、同じ情報も黒塗りを危惧する。
 - 5 小金井市議会は、地方自治法第99条（意見書の提出）に基づき、小金井市長に対し、公益に因りる事案として、本件公薦委員の当選の情報開示を検討し、透明性を確保するよう意見書の提出を求め、義務教育は、民主主義の招牌とすべきであり、義務教育の閉鎖性を打ち破る努力は、断乎打破すべきである。
- 以上 小金井市議会議員 藤原 大介 代表 令和4.7.7

陳 情 文 書 表

4 陳情第 48号

子育て世帯への 家具転倒防止器具等
配布事業の策定を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4年 8月 2日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	加藤 輝男 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 8 月 2 日 14:45				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
薄根 主任							

小金井市議会議長 鈴木 成夫様

令和4年8月2日

加藤 輝男

小金井市東町

陳情書

件名 子育て世帯への家具転倒防止器具等配布事業の策定を求める要望書

平成21年から23年にかけて、小金井市においては地域安全課主導により約5000件に上る家具転倒防止器具等の配布事業を行なわれました。

これにより相当数の世帯において地震時室内事故に対する安全性が促進され、また、市民への地震リスクへの啓蒙にも大きく資したと思われます。

しかしながら、その後、同事業は高齢福祉担当課に移管され、現在では高齢者世帯のみが対象となり、その数は年間10件程度の水準に陥っています。

このような状況の中、首都圏直下地震のリスクは今なお存在し、それは今日か明日にでもあるとの認識は当然共有されるべきであり、それへの備えは継続的に行われるべきです。

とくに地震時における子供たちへの被害の悲惨さを思えば、少なくとも子育て環境における家具転倒防止器具等の完全設置は市として目を向けるべきものと考えます。

つきましては子育て世帯を対象とした家具転倒防止器具等配布事業を新たに策定することを求めます。

令和4年8月10日
東京土建一般労働組合小金井国分寺支部
執行委員長 鯉淵 勝也
国分寺市東恋ヶ窪
電話

小金井市議会議長

中小業者や個人事業主などに対し経営を支援することを目的に、
燃料費の補助金を創設することを求める陳情書

陳情の要旨

コロナ禍の広がり、ロシアのウクライナ侵略の影響などにより、石油・石炭・天然ガス（前年同月比112.7%上昇）が高騰し、私たちの建設業や中小事業者の営業に大打撃となっています。

そんな状況下で近隣自治体（小平市、東村山市、東大和市）では、「燃料費支援の補助金事業」をはじめました。

小金井市でも中小業者や個人事業主などに対し経営を支援することを目的に、燃料費の補助金創設を要請します。

陳情 事項

中小業者や個人事業主などに対し経営を支援することを目的に、燃料費の補助金を創設すること

【署 名 欄】

氏 名	住 所

陳 情 文 書 表

4 陳情第 50 号

職員採用試験において受験者の人物評価を適正に
 行うことが困難である現下の状況の改善を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)



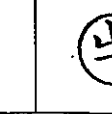
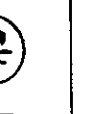
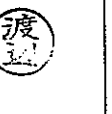


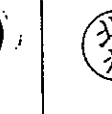
令和 4 年 8 月 17 日
 (西暦 2022)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市赤塚町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

簿根 主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 8 月 17 日 18:50				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年8月17日
東京都小金井市緑町■■■■■
佐久間 昌己

件名 職員採用試験において受験者の人物評価を適正に行うことが困難である
現下の状況の改善を求める陳情書

添付1の情報公開請求を行うと添付2の資料が提供され添付3のような処理が施されます。このプロセスを簡単に要約すると職員採用試験にかかる情報公開請求を行うと、試験の内容が推測されるという理由で、多くの部分が黒塗り処理されて出てくるということです。この件について、なぜ推測されては困るのかと尋ねると「受験者の人物評価を適正に行うことが困難になる」という回答がなされます。

ところで小金井市職員採用試験の過去問は民間において毎年度分が販売されております。したがって当該試験問題はすでに内容が推測される状態にあり、よって現下の職員採用試験は「受験者の人物評価を適正に行うことが困難」である試験問題で行われていることとなります。

つきましては、人物評価が適正に行われない試験問題によって採用された職員についてはその能力に対して疑義が生じることを鑑み、この状況の改善を求めます。

添付1

別紙1

- ① 職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）を随意契約にした根拠のわかるもの（起案者、審議会等会議の詳細、法令等など）
- ② 職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）において、（株）日本経営協会総合研究所と随意契約をするにあたって同社が公務員試験を行える機関として判断したエビデンスがわかるもの
- ③ 職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）において、試験終了後、（株）日本経営協会総合研究所より市に提供された資料の全て（報告書、採点票、領収書、請求書、その他文書に類するもの並びにコンピュータデータがあればそれも）

別紙2

- (1) 別紙1①については、単価契約締結請求書（件名：職員採用試験委託（事務能力診断検査）（単価契約））の写しのうち試験内容が推測できる部分
- (2) 別紙1②については、単価契約締結請求書（件名：職員採用試験委託（事務能力診断検査）（単価契約））の写しのうち試験内容が推測できる部分及び業者提供資料の写しのうち試験内容が推測できる部分
- (3) 別紙1③については、連絡メール、検査結果のご報告について、結果一覧表（成績順）、結果一覧表（番号順）、コンピュータデータ及び請求書の写しのうち個人情報、試験内容が推測できる部分、法人印及び口座番号

別紙3

- (1) 別紙1①については、小金井市情報公開条例第5条第4号に該当するため試験内容を含み、採用試験における受験者の人物評価を適正に行うことが困難となるため
- (2) 別紙1②については、小金井市情報公開条例第5条第4号に該当するため試験内容を含み、採用試験における受験者の人物評価を適正に行うことが困難となるため、また、業者提供資料においては、試験実施団体のみ提供ということ業業者に口頭で確認しており、公開することにより、業者との信頼関係を損なうこととなり、今後の採用試験の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるため
- (3) 別紙1③については、小金井市情報公開条例第5条第2号、第3号及び第4号に該当するため
個人情報及び試験内容を含み、採用試験における受験者の人物評価を適正に行うことが困難となるため
法人情報を公開することにより、利益を害すると認められる情報が含まれているため

陳 情 文 書 表

4 陳情第 5 / 号

職員採用において地方公務員法に基づき適正な試験が
行われているかについてのエビデンスの開示を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 4 年 8 月 17 日
(西暦 2022)

陳情 代表者	住 所	東京都小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

薄根 主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 8 月 17 日 18:50				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年8月17日
東京都小金井市緑町■■■■■
佐久間 昌己

件名 職員採用において地方公務員法に基づき適正な試験が行われているかについての
エビデンスの開示を求める陳情書

職員採用試験問題の情報公開請求を行うと非公開になります。

また、試験を行っている委託会社の適格性について請求すると添付1のような書類が出てくるだけです。

従って、現在、市民は小金井市職員の能力の程度について何事も知りえません。

つきましては小金井市職員が地方公務員法に基づき相応の能力を有しているかどうかについて、それを客観的に証明するエビデンスの開示を求めます。

添付1

令和 3年 4月 2日
所属 総務部 職員課

単価契約締結請求書

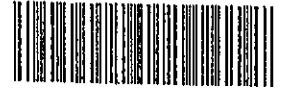
起票	主任	係長	課長	部長	教育長	副市長	市長
大西	**	岩佐	**	内野	**	明加藤	**

受付番号
3-745

係	副校長	校長

総務部長	教育部長

呼出番号



2802320

年度	令和 3年	配当区分	0 現年度
会計	1 一般会計		
科目	款	02 総務費	
	項	01 総務管理費	
	目	01 一般管理費	
	事業	040000 職員人事管理に要する経費	
	節	12 委託料	
	細節	01 委託料	
	細々節	05 職員採用試験委託料	
配当所属	020300 総務部 職員課		

設計(見積)金額	支出予定額	配当額	2,878,000 円
別紙明細の通り	2,034,450円	執行済額	0 円
		配当残額	2,878,000 円

契約場所	管財課	契約方法	一者随契
件名	職員採用試験委託(事務能力診断検査)(単価契約)		
契約分類区分	業務委託	業種・品名	0190 その他の業務委託等
履行場所	小金井市指定場所		
執行理由			
内容等	別添設計書参照		
前払金	なし	中間前払金	なし
履行予定期間	契約確定日の翌日 ~ 令和 4年 3月 31日		
前年度契約番号	2-4382号	支払方法	業務完了毎

受付

(主管課→契約担当課→副市長→市長)

仕 様 別 紙

受付番号	3-745
件 名	職員採用試験委託（事務能力診断検査）（単価契約）
概要	<p>1 業務内容 事務能力検査の採点、結果集計及び結果帳票作成・送付</p> <p>2 実施日 契約確定日の翌日から令和4年3月31日までの間で、委託者及び受託者が協議のうえ定める日。</p> <p>3 科目 [REDACTED]</p> <p>4 回答の送付及び結果報告等</p> <p>(1) マークシート方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委託者は、問題集及び回答用紙の必要部数確定後、受託者に問題集及び解答用紙の送付を依頼する。 ② 受託者は、委託者から依頼のあった部数を、委託者に送付する。 ③ 委託者は、検査実施後採点を希望する者の回答用紙を受託者に送付する。 ④ 受託者は、回答用紙の受領後速やかに結果集計を行い、委託者に結果帳票を送付する。 <p>(2) テストセンター方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委託者は、受験予定者の確定後、受託者に受験予定者が使用するログインID及びパスワード（以下「受験者ID等」という）の発行を依頼する。 ② 受託者は、委託者から依頼のあった受験予定者数の受験者ID等を発行し、委託者に通知する。 ③ 委託者は、受験者ID等を受験予定者に通知し、受託者のテストセンターにて受験するよう指示する。 ④ 受託者は、身分証明書によりテストセンターにおける本人確認を実施する。 ⑤ 受託者は、受験者の回答の終了後速やかに結果集計を行い、委託者に結果帳票を送付する。 <p>5 契約期間 契約確定日の翌日から令和4年3月31日まで</p> <p>6 その他 本仕様書に定めのない事項又は本契約に疑義を生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。</p>

契約請求書(明細内訳書)

受付番号	3-745
------	-------

件名	職員採用試験委託(事務能力診断検査)(単価契約)
----	--------------------------

外税

品名	規格	数量	単位	単価額 (単位:円)	支払予定額 (単位:円)
XXXXXXXXXX	総受験者数 1~49人	49	人	2,000	98,000
XXXXXXXXXX	総受験者数 50~99人	50	人	1,800	90,000
XXXXXXXXXX	総受験者数 100人~	22	人	1,600	35,200
XXXXXXXXXX		417	人	3,900	1,626,300
総 計 (単位:円)					1,849,500

随意契約指定理由書

(宛先) 契約事務担当者

総務部 職員課長

随意契約による契約の締結について、下記の内容を協議します。

記

起案日	令和 3年 4月 2日
件名	職員採用試験委託（事務能力診断検査）（単価契約）
工期	契約確定日の翌日 から 令和 4年 3月 31日（休日を含めずに計算）
履行場所	小金井市指定場所
支払予定額	¥2,034,450円
指 定 業 者	業 者 名 2005012400-0 (株) 日本経営協会総合研究所
	代表者職氏名 代表取締役社長 神吉 雅彦
	住 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビル26階
	電 話 番 号 03-3340-3068
契約方法	一者随契
随 意 契 約 の 理 由	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該 当）
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	本業者の事務能力診断検査の内容は、 [Redacted]
[Redacted]	

随意契約指定理由書別紙

受付番号	3-745
件名	職員採用試験委託（事務能力診断検査）（単価契約）
随意契約の理由	<p>また、職員採用試験の実施にあたっては、採用基準を統一させることが基本となる。</p> <p>当該業者と随意契約する。</p>

陳 情 文 書 表

4 陳情第 52 号

小金井市における縄文遺跡群の保護・保存・広報・観光化
活動において近隣市とのさらなる連携をけかり推進を求むる

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 4 年 8 月 17 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐々間 昌乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

薄根 主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 8 月 17 日 14:50				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年8月17日
東京都小金井市緑町■■■■■
佐久間 昌己

件名 小金井市における縄文遺跡群の保護・保存・広報・観光化活動において
近隣市とのさらなる連携をはかり推進を求める陳情書

先般、国分寺市において

陳情第3-10号

国分寺市における縄文遺跡群の保護・保存・広報・観光化活動において近隣市とのさらなる連携をはかり推進を求める陳情書

が採択されました。

つきましては小金井市においてもこれに応えるべく表題のよう採択されることを求めます。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 53 号

市民説明会の議事録公開をもちろなく行なうことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4 年 8 月 25 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 8 月 25 日 14:58			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年8月25日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 市民説明会の議事録公開をもれなく行うことを求める陳情書

<p>不燃・粗大ごみ積替え・保管施設に関する工事説明会を開催しました</p> <p>更新日：2021年1月18日</p> <p>市では、不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、施設の老朽化等を考慮し、循環型社会の形成に資する施設の再配置を認め、適正処理の維持を図るため、小金井市清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて二枚焼却処理場跡地（東向）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めています。この度、二枚焼却処理場跡地に整備する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の工事着手に先立ち、施設周辺にお住いの皆さまをはじめ、市民の皆さまに向けて令和2年11月28日（土曜日）に工事説明会を開催しましたので報告いたします。</p> <p>詳細につきましては工事説明会議事録および資料をご覧ください。</p> <p>開催日時・場所</p> <p>令和2年11月28日（土曜日）午前10時から午前11時まで 前原暫定集会所施設A会議室</p> <p>議事録</p> <p>工事説明会議事録 (PDF: 785KB)</p> <p>配付資料</p> <p>工事説明会資料 (PDF: 2,257KB)</p>	<p>清掃関連施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none">資源物処理施設整備に関する説明会を開催しました小金井市野川クリーンセンターが稼働しました小金井市清掃関連施設（不燃・粗大ごみ積替え・保管施設）の運営管理委託に係る事業者の選定（公募型プロポーザル）について（終了しました）小金井市清掃関連施設整備工費（資源物処理施設）要綱編成について小金井市清掃関連施設整備設計市工監理委託（資源物処理施設）事業者の選定について（終了しました）不燃・粗大ごみ積替え・保管施設に関する工事説明会を開催しました生活環境影響調査について
--	---

図は小金井市野川クリーンセンターの工事着手に先立ち行われた市民説明会の議事録掲載画面です。

環境部ごみ対策課によると市民説明会については市民への情報公開をできるだけ行ないたいとの回答を頂いており、確かに現場では音声を録音するなどの努力をしておられ、その姿勢には頭が下がる思いです。

つきましてはこの取り組みは、市民の知る権利を積極的に擁護しようとの非常に良い例ですので、他の部局においても市民説明会の議事録公開をもれなく行うことを求めます。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 54 号

個人情報^の暴露を伴うマッチングアプリを市が行うリニューアル事業の主体に据え、
 利用者の責任で運用される計画の再策定を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 8 月 25 日
 (西暦 2022)








陳情代表者	住 所	東京都小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間昌己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

主 任
安藤

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 8 月 25 日 14:58				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 鈴木成夫様

令和4年8月25日
東京都小金井市緑町 [REDACTED]
佐久間 昌己

件名 個人情報の暴露を伴うマッチングアプリを市が行うリユース事業の主体に据え、
利用者の責任で運用される計画の再策定を求める陳情書

以下は市報こがねいに掲載されたジモティー利用に関する記事です。

リユース事業について

センター内へ搬入される粗大ごみの中から再使用可能なものを選別・修繕し、市内にリユース品を循環させる事業について、今秋を目途に試行実施する予定です。

市では、市内のリユース活動を促進し、市民サービスの向上および環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的として、昨年、株式会社ジモティーと連携協定を締結しており、同社が提供する地域情報サイト「ジモティー」をもっと有効に活用し、リユース品の市内循環事業で活用する方向で検討を進めています。

ウェブサイト (<https://jmtty.jp/s>)、スマートフォンアプリのどちらでも利用可能です。

※ジモティーは個人の商品も購入可能ですが、個人間での取り引きとなりますのでトラブルに遭わないよう、細心の注意を払ってご利用ください



ウェブサイトは
こちら

ジモティー

ジモティー

検索

この記事によれば小金井市のリユース事業はあたかもジモティーを主体に展開されるように書かれており、市民はこれを積極的に利用すべきとの告知広告がなされています。

しかしながらジモティーは基本的にマッチングアプリであり、ここで知り合った相手に対して住所を含む個人情報を提供した上で、物品の引き渡し等が行われます。

したがってこれは現在社会問題になっている SNS 利用におけるリスクを背負うことになり、それを注意喚起さえしておけば、あたかも市は免責であるかのようにして、3R の一端であるリユース事業をこれに担わせようとしていることは、市による責任の放棄ともいえ、また、犯罪の温床を市自ら醸成することにもなりかねません。

つきましては小金井市の重要課題であるリユース事業において、安全性の担保もせず、一民間企業のアプリに依拠し、その広告宣伝の徒に堕している姿は、とてもまともな行政が行うものとは思われず、かように不完全かつ公序良俗を害しかねない事業計画はとも容認できないとして、これの再策定を求めます。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 55 号

貫井北町中間処理場の新規ごみ減量啓蒙施設における市民利用数を
現状の20倍以上にすべし、もしくは用途変更を求めらる

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







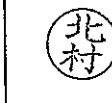
令和 4 年 8 月 25 日
(西暦 2022)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐々間 昌己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

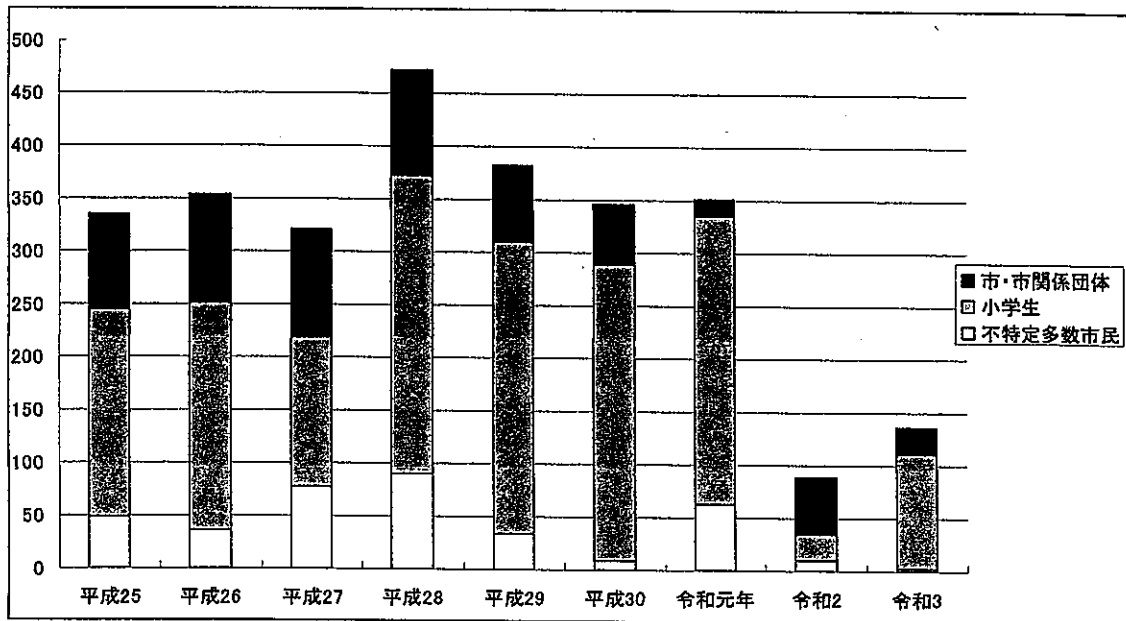
第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 8 月 25 日 14:58				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 鈴木成夫様

令和4年8月25日
東京都小金井市緑町 [REDACTED]
佐久間 昌己

件名 貫井北町中間処理場の新規ごみ減量啓蒙施設における市民利用数を
現状の200倍以上にすること、もしくは用途変更を求める陳情書

図 中間処理場見学者数推移(添付情報公開資料より作成)



図は中間処理場の見学者数について統計をとったものです。

図中で令和2年以降の減はコロナによるものとし、それ以前の平均をとると365人/年になり、これは一日当たり1人の見学者ということになります。

おそらく当施設の展示室・会議室等は市民に対して循環型社会や環境を考えさせるための啓蒙装置として設置されたと思われませんが、この統計量はその実効を果たしていると言えるのでしょうか？

ちなみに廃止されたリサイクル事業所は年間来訪者数が10,000人を超えておりました。

環境部長の過去のご発言に以下のようなものがあります。

「循環型社会、環境に対しての負荷をどう考えていくかということを考えている時代でございます。中略。(そういう意味ではリサイクル事業所は)一定の形で役割を終えている」

このご発言は当然、市民への環境啓蒙装置としてリサイクル事業所の年10,000人では不足であるのご認識から出たものと思われまます。

したがって、多額の予算を計上して新規に設けるごみ減量啓蒙エリアにおいて、その来訪者数がリサイクル事業所のそれを下回ることはありえず、ついでには貫井北町と二枚橋を合わせた展示室・会議室・工房・視聴覚室などにおける市民利用数は現状の30倍以上になるはずであるとして、これを求めます。

なお、陳情表題で200倍としているのは図の内訳を見た場合、不特定多数の市民利用が51人/年程度であることからです。

これ以外の利用者は、市・市関係団体によるもの77人/年、小学生237人/年となりそれぞれ21%、65%を占めています。

この中で市・市関係団体とは市職員新人研修・ごみゼロ化推進会・小金井市シルバー人材センターを指しており、おそらく会議室利用が目的であることから、代替はいくらでもあるものです。

また、小学生については、小学校をすべて網羅しているわけではなく年に1~3校が散発的に集団で見学をおこなっておりますが、これだけのためにこれほどの過大な投資を環境部がする必要があるのでしょうか。(2Fスペースの費用：建坪割合からおよそ10億円)これが小学校、中学校、高等学校、大学を網羅して毎年見学に来てくださるようでしたら、話は別なのかもしれませんが、それとて、もしそうなら学校教育部との予算連携があつてしかるべきです。

したがって、当該施設はリサイクル事業所と比較した場合、不特定多数市民へのごみ減量啓蒙実効価値として200倍の差があることになり、つきましては、新施設を運営する場合は、この数字を凌駕すべきとして200倍としております。

なお、万が一当該計画ではこの数値を達成できないとする場合は、いかに公がする仕事とはいえ、これほど経済合理性を無視したものはなく、かつ、部長発言を翻す行為は許されないとして、このエリアの破棄による建設費の圧縮、もしくは例えば常設のリユース事業所の設置など用途変更を行い、市民の年間利用数において10,000人超えを目標とした事業をこのエリアに策定することを求めます。

添付

17

10 中間処理場への視察者の状況

(1) 年度別視察者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数(件)	13	7	11
人数(人)	382	346	351

(2) 令和元年度視察者状況

件数(件)	月日	時間	視察者	人数(人)
1	4月4日	11:00~11:30	小金井市新入職員	16 △
2	6月10日	9:30~11:40	本町小学校	86 ●
3	6月12日	9:20~11:30	南小学校	78 ●
4	6月13日	14:00~16:00	市民	13 ×
5	6月19日	10:15~12:00	学芸大付属小学校	109 ●
6	7月25日	9:00~11:00	市民	15 ×
7	7月25日	19:00~21:00	市民	7 ×
8	7月28日	9:00~11:00	市民	12 ×
9	7月28日	14:00~16:00	市民	11 ×
10	7月29日	11:00~12:00	多摩科学技術高等学校	3 ×
11	8月20日	11:30~11:55	市民	1 ×
合 計				351

印. 16

△ 273

× 62

2/17

10 中間処理場への視察者の状況

(1) 年度別視察者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	20	13	7
人数(人)	473	382	346

(2) 平成30年度視察者状況

件数(件)	月日	時間	視察者	人数(人)
1	4月5日	11:00~11:30	小金井市新入職員研修	13 △
2	5月10日	11:35~11:50	一般市民	1 ×
3	5月15日	14:00~16:00	ごみゼロ化推進員	44 >
4	5月23日	9:00~11:00	学芸大学附属小学校	106 本
5	5月28日	13:30~15:00	一般市民(小金井を美しくする会)	8 ×
6	6月6日	9:30~11:30	本町学校(4年生)	97 本
7	7月5日	9:40~11:45	南小学校(4年生)	77 本
合 計				346

△ 13
 × 44
 本 280
 × 9

3/7

1.1 中間処理場への視察者の状況

(1) 年度別視察者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数(件)	18	20	13
人数(人)	321	473	382

(2) 平成29年度視察者状況

件数(件)	年月日	時間	視察者	人数(人)
1	H29.4.6	10:30~11:50	小金井市新入職員研修	27 △
2	H29.4.28	10:00~11:30	一般市民	10 ×
3	H29.5.16	9:30~11:15	東京学芸大学附属小金井小学校	105 *
4	H29.5.16	13:40~14:20	狛江市職員	2 ×
5	H29.6.1	16:00~16:30	本町小学校教員	2 *
6	H29.6.16	10:00~11:40	南小学校(4年生)	90 *
7	H29.6.20	9:20~11:30	本町小学校(4年生)	79 *
8	H29.7.27	10:00~11:00	中国コンサルティング会社研修(中学生)	6 ×
9	H29.9.22	14:00~16:00	シルバー人材センター会員	30 →
10	H29.10.20	14:00~15:00	東京経済大学学生	8 ×
11	H29.12.7	17:30~19:30	ごみゼロ化推進会議委員	8 >
12	H30.2.22	14:00~16:00	一般市民	8 ×
13	H30.2.23	10:00~12:00	ごみゼロ化推進会議委員	7 >
合 計				382

市 27
 30
 7¹⁵
 11

4/5

1 1 中間処理場への視察者の状況

(1) 年度別視察者数

年 度	26	27	28
件数(件)	21	18	20
人数(人)	354	321	473

(2) 平成28年度視察者状況

件	年月日	時 間	視 察 者	人数(人)
1	H28.4.6	11:00~11:30	小金井市新入職員研修	26 △
2	H28.5.10	10:55~11:55	学芸大学附属小学校	106 ●
3	H28.6.6	10:10~12:00	南小学校(4年生)	98 ●
4	H28.6.8	10:00~11:00	東京経済大学教員	2 X
5	H28.6.8	14:00~16:00	シルバー人材センター会員	10 →
6	H28.6.14	9:30~11:30	本町小学校(4年生)	79 ●
7	H28.7.8	10:00~12:00	公民館くりのみ学級	31 X
8	H28.7.29	10:00~12:30	大阪府豊中市職員	2 X
9	H28.8.2	13:15~13:45	中国コンサルティング会社研修(中学生)	8 X
10	H28.8.4	10:30~11:45	一般市民	3 X
11	H28.9.7	16:30~17:00	東京経済大学教員	1 X
12	H28.9.13	16:10~16:25	都職員	4 X
13	H28.10.7	10:00~11:00	一般市民	7 X
14	H28.10.21	10:00~12:00	ごみゼロ化推進会議委員	3 >
15	H28.10.21	13:20~14:30	東京経済大学学生	16 X
16	H28.11.22	10:00~12:00	一般市民	12 X
17	H28.12.20	15:00~15:15	一般市民	4 X
18	H29.1.18	14:00~16:00	シルバー人材センター会員	21 →
19	H29.1.23	13:45~16:30	稲城市廃棄物減量等推進員	12 >
20	H29.3.28	14:00~16:00	ごみゼロ化推進会議委員	28 >
合 計				473

in 283
 2 31
 市 26
 コ 43

5/17

1.1 中間処理場への視察者の状況

(1) 年度別視察者数

年 度	25	26	27
件数(件)	17	21	18
人数(人)	335	354	321

(2) 平成27年度視察者状況

件	年月日	時 間	視 察 者	人数(人)	
1	H27.4.3	11:00~12:00	小金井市新入職員研修	22	△
2	H27.5.12	10:00~12:00	土曜生ごみ連絡会	8	×
3	H27.6.3	9:00~10:00	一般市民	2	×
4	H27.6.29	16:00~17:00	緑小学校教員	3	●
5	H27.7.8	14:30~16:00	中国コンサルティング会社研修(中学生)	14	×
6	H27.9.25	13:00~14:00	東京経済大学学生	12	×
7	H27.9.25	16:00~17:00	前原小学校教員	2	●
8	H27.10.9	10:00~11:30	前原小学校(4年生)	75	●
9	H27.10.22	10:00~12:00	土曜生ごみ連絡会委員	10	×
10	H27.10.23	16:00~17:00	本町小学校教員	2	→
11	H27.10.26	9:30~11:30	本町小学校(4年生)	57	●
12	H27.10.28	10:45~11:45	わかたけ保育園児	28	×
13	H27.11.12	14:00~14:30	南中学校教員	3	●
14	H28.2.19	15:00~17:00	シルバー人材センター会員	10	→
15	H28.2.23	15:00~17:00	ごみ減量審議会員	10	>
16	H28.2.23	13:30~16:00	シルバー人材センター会員	32	→
17	H28.2.26	16:00~17:00	武蔵野市職員	3	×
18	H28.3.24	9:30~12:00	ごみゼロ化推進会議委員	28	>
合 計				321	

× 27
 > 42
 2" 58 58
 市 22
 小 142

6/7

1.1 中間処理場への視察者の状況

(1) 年度別視察者数

年 度	24	25	26
件数(件)	33	17	21
人数(人)	738	335	354

(2) 平成26年度視察者状況

件	年月日	時 間	視 察 者	人数(人)
1	26.4.4	10:00-11:30	小金井市新入職員研修	11
2	26.4.28	14:00-15:00	一般市民	1
3	26.4.30	14:00-15:20	シルバー人材センター会員	12
4	26.6.3	16:00-17:00	小金井市立第三小学校教員	3
5	26.6.23	10:0-11:30	小金井市立第三小学校(4年生)	122
6	26.8.22	10:00-11:00	一般市民	2
7	26.9.18	14:00-14:30	一般市民	1
8	26.9.25	16:00-17:00	小金井市立本町小学校教員	2
9	26.10.2	10:00-11:00	シルバー人材センター会員	7
10	26.10.8	11:00-13:00	小金井市官公署等連絡協議会	19
11	26.10.16	13:30-15:00	小金井市立本町小学校(4年生)	95
12	26.10.22	15:00-16:30	小金井市立東小学校教員	3
13	26.12.12	13:30-14:30	一般市民	3
14	27.1.13	13:30-17:00	シルバー人材センター会員	25
15	27.1.27	13:30-17:00	シルバー人材センター会員	8
16	27.2.2	10:00-12:00	一般市民	7
17	27.2.18	14:00-16:00	ごみゼロ化推進員	15
18	27.2.25	15:00-17:00	シルバー人材センター会員	8
19	27.3.6	15:30-16:30	一般市民	3
20	27.3.19	14:00-16:00	シルバー人材センター会員	10
21	27.3.27	9:00-11:30	ごみゼロ化推進員	7
合 計				354

小 215
3/670
J 22

7/17

1.1 中間処理場への視察者の状況

(1) 年度別視察者数

年 度	23	24	25
件数(件)	47	33	17
人数(人)	526	738	335

(2) 平成24年度視察者状況

件	年月日	時 間	視 察 者	人数(人)
1	25. 4. 4	10:15~11:30	小金井市新入職員研修	22 △
2	25. 6. 24	9:30~11:00	小金井市立第3小学校(4年生)	123 ●
3	25. 7. 29	15:30~16:30	学芸大学学生、教員	2 X
4	25. 7. 31	10:30~11:00	学芸大学院学生	1 X
5	25. 8. 19	11:30~12:00	一般市民	2 X
6	25. 10. 17	9:30~11:00	小金井市立本町小学校(4年生)	73 ●
7	25. 10. 23	10:00~11:30	地域ボランティア市民	6 X
8	25. 10. 30	13:45~14:00	一般市民	1 X
9	25. 11. 15	15:30~16:30	一般市民	1 X
10	25. 11. 22	11:00~11:30	学芸大学学生	2 X
11	25. 11. 28	10:00~12:00	市民グループ	7 X
12	25. 12. 18	15:00~17:00	6市建築営繕担当者	25 X
13	26. 1. 6	13:30~15:00	一般市民	1 X
14	26. 2. 18	14:00~16:00	シルバー人材センター会員	20 →
15	26. 2. 25	9:30~11:30	シルバー人材センター会員	14 →
16	26. 2. 25	10:00~10:30	一般市民	1 X
17	26. 3. 19	13:00~17:00	シルバー人材センター会員	34 →
合 計				335

③ 68
市 22
196
X 89

陳 情 文 書 表

4 陳情第 56 号

.....
 小金井市野川クリーンセンター稼働に際し、旧リサイクル事業所以上の
 リユース実績を上げることと求める
 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4 年 8 月 29 日
 (西暦 2022)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	宮崎 久男 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

着 根 主 任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 8 月 29 日 10:25				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年8月29日

宮崎 久男

小金井市東町

件名 小金井市野川クリーンセンター稼働に際し、旧リサイクル事業所以上の
リユース実績を上げることがを求める陳情書

小金井市のゴミゼロ推進計画においてリユース事業は3Rの一つを担う重要な施策であり、部局も口うるさくこの励行を市民に対し呼び掛けております。

そのような中、今回、小金井市野川クリーンセンターが稼働することになりました。

この施設には旧リサイクル事業所において廃止されたリユース事業をリニューアルした形で設備が設けられています。

つきましては、いかなる理由があっても本市におけるリユース事業の後退は許されるものではなく、市は市民のみに目標達成を言うのではなく、官が率先してそれを成し遂げるべきとして、新たな施設においては少なくとも旧リサイクル事業所の実績、年間90トンを超えるようリユース事業の展開を行うことを求めます。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 57 号

審議会委員の選出において、いびつな男女共同参画理念の
援用停止を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 9 月 / 日
(西暦)








陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉池 義 雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

薄根
主 任

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 9 月 1 日 16:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年~~8~~⁹月~~25~~¹日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 審議会委員の選出において、いびつな男女共同参画理念の援用停止を求める陳情書

添付1は小金井市スポーツ推進審議会の抽選による公募委員選出方法について書かれたものです。

この中で「3 対象者」の記述は、40歳以上の方々ならびに男性の排除を目的としており、あきらかに差別的な内容を含んでおります。

部局の説明によると、これは公募委員選考前に決ってしまった委員の男女比をここで補正するために、このような決定をしたとの回答を頂いております。

ところで、小金井市においては男女共同参画担当課より「男女の偏りへの配慮義務」について添付2のような連絡事項が出されております。

もちろん、この内容が真の男女平等を標榜してのことは疑うべくもなく、したがって「男女の偏りへの配慮」は委員全体の男女比として考慮されるべきであり、一部のカテゴリーに対する差別的な選別で完遂されるものではありません。

つきましては、小金井市スポーツ推進審議会の委員選出において、公募以外の委員選考時に「男女の隔たりへの配慮義務」が適正になされたかについての調査を求めます。

また、現状の抽選による公募委員選出方法は極めて不適切であるとしてこれの是正を求めます。

添付 1

小金井市スポーツ推進審議会の公募委員について、公募委員3人のうち2人については無作為に抽出された市民に本会議の主旨等にかかる案内書を送付し、返事のあった候補者から、抽選により選出することとする。

なお、応募者多数の場合の公開抽選の通知については、委員募集の通知に含めることとする。ただし、応募者が少なく公開抽選を行わない場合には、個別にその旨の連絡を取るものとする。

また、小金井市市民参加条例第9条第4項「附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない」の趣旨に則り、論文による公募への応募者及び現在決定している委員の属性を考慮し、委員の性別や年齢が偏らず、多様な属性の市民が参加することのできるよう18歳以上39歳以下の女性を抽出の対象者とする。

については、下記のとおり措置することといたしたい。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 内 容 | 公募委員を選出するための無作為抽出及び抽選 |
| 2 | 目 的 | 市民参加条例第1条の「多様な市民の意思を市政にいかす」という観点から、立候補形式の選出（論文による選考）とは別に、これまで自発的に応募していない市民からも委員を選出するとともに、多様な属性の市民を選出するため |
| 3 | 対 象 者 | 令和3年11月15日時点で18歳から39歳までで抽出日現在、住民基本台帳に登録がある女性の方の中から無作為抽出した60人 |
| 4 | 抽 選 方 法 | 市の作為が介入していないことを保証するため、公開抽選とし、抽選は立会人（不在の場合は課長）が抽選箱から番号札を2名分引く。引かれた番号の応募者が当選とする。 |
| 5 | 作 業 内 容 | 情報システム課へ別紙1「中央電算処理作業依頼書」で抽出依頼 |
| 6 | 送 付 文 書 | 案内文（別紙2）、案内チラシ（別紙3）、応募用紙（別紙4） |
| 7 | 日 程 予 定 | (1) 市報掲載 令和4年1月1日号
(2) 抽出日 令和3年12月17日（金）～24日（金）
(3) 発送日 令和4年1月11日（火）
(4) 回答締切日 令和4年1月25日（火）
(5) 抽選日程 令和4年1月28日（金）
(6) 結果通知 令和4年1月31日（月）
(7) 市報掲載 令和4年2月15日号 |

添付 2

事務連絡
令和4年6月7日

(宛先) 管理職者

男女共同参画担当課長 菊池 幸子
(公印省略)

委員会・審議会等への女性委員の登用について (周知)

このたび、令和4年4月1日現在における行政委員会・審議会等への女性委員の登用状況の集計結果がまとまりましたので、お知らせします。

第6次男女共同参画行動計画では、政策・方針決定過程への女性の参画の推進のため、「審議会委員等への女性の登用の促進」が、主要事業の一つとして位置付けられています。また市民参加条例第9条第4項にも、附属機関等の委員構成について、男女の偏りへの配慮義務が規定されています。この取組は、庁内各課に積極的に取り組んでいただくことで、推進されるものです。

各課におかれましては、附属機関等の改選時には、女性委員の登用促進のため、男女の比率に配慮いただきますようお願いいたします。

記

行政委員会・審議会等への女性の登用状況 (令和4年4月1日現在)

区分	設置数		委員現数		女性の割合
	総数	女性のいる 委員会等	総数	女性委員 数	
行政委員会 (地方自治法第 180条の5)	6 (6)	6 (5)	31人 (31人)	8人 (7人)	25.8% (22.6%)
附属機関 (地方自治法第 202条の3)	48 (46)	44 (41)	539人 (543人)	174人 (179人)	32.3% (33.0%)
その他の諮問機関 (要綱設置)	21 (21)	21 (20)	233人 (227人)	103人 (85人)	44.2% (37.4%)
合計	75 (73)	71 (66)	803人 (801人)	285人 (271人)	35.5% (33.8%)

() 内は令和3年4月1日現在

問合せ 企画政策課男女共同参画室 (内線 2304)

陳 情 文 書 表

4 陳情第 58 号

補助金交付団体の現役役員を審議会委員に
登用しないことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4 年 9 月 1 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	宮崎 久男 ● ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 9 月 1 日 16:05				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
薄根 主任							

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年9月 1 日

宮崎 久男

小金井市東町

件名 補助金交付団体の現役役員を審議会委員に登用しないことを求める陳情書

スポーツ基本法第35条によれば

「スポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、(中略) スポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」

とあります。

つまり、法律において審議会が補助金の拠出に関係していると規定されています。

ところで、今次、小金井市において同法に基づき小金井市スポーツ推進審議会が発足しましたが、その委員構成を見ると補助金を交付されている団体の現役役員の名前が見受けられます。

これは補助金を受ける側がその拠出に関わるといふ異常な状態を示しており、公正な補助金執行や第三者の意見反映など、本来、審議会が持つべき機能が本市の場合、毀損されているとの認識に基づき表題に述べるよう是正を求めます。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 59 号

公立保育園の廃園に向けた取り進めに反対し、市民・専門家を交えた協議を行うことを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)



令和 4 年 9 月 2 日
(西暦 2022 年 9 月 2 日)

陳情代表者	住 所	小金井緑町 [REDACTED]
	氏 名	小金井区立保育園父母会OBG 代表者 岡田 ちひろ [REDACTED] ほか 寺人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 9 月 2 日			10:10		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
							

安藤 薄根
主任 主任

令和4年9月2日

小金井市議会議長

小金井市公立保育園父母 OBOG 有志 代表 岡田ちひろ

小金井市緑町

電話

公立保育園の廃園に向けた取り進めに反対し、市民・専門家を交えた協議を行うことを求める陳情書

陳情要旨

- (1) 公立保育園の廃園に関する条例案を議会で議決する前に利用者・市民・専門家を交えた協議を行ってください。
- (2) 公立保育園の園児の募集については、定員数に達するまで毎月行ってください。

記

(1) 公立保育園を廃園にすることは、子どもや市の保育施策にも大きく影響を与え、市の財産を処分するという重大な施策です。取り進めにあたっては、利用者はもとより、市民や専門家を交えた場での協議を行うべきですが、廃園に関するそのような検討は一度もありません。また過去、公立保育園の運営形態の見直しについて協議を行った審議会等において、運営形態を見直すべきという結論も全く出ておりません。市民や専門家を入れて市民参加で協議を行うことは、利用者や市民が理解をする上でも必要なステップです。すぐにでも設置に向けた対応をお願い致します。

(2) 公立保育園の募集を停止することで、様々な理由で入園を希望しているにもかかわらず、入園できずに困っている子どもたちや保護者がいます。

市は、公立保育園において、現在定員を下回っているにもかかわらず、園児募集を実施しないことについては廃園問題とは別問題と述べていますが、廃園条例が可決された場合は、0歳児を定員まで募集することも述べており、矛盾をしています。また、募集停止により、保育体制や保育内容にも影響を与え、継続的な運営にも大きな影響を与えかねません。

市は公共施設や市の人材を最大限有効に活用する義務があり、募集停止はその趣旨にも反しています。もし、定員や募集人員を調整するのであれば、市の裁量で実施をするのではなく、中長期の計画を踏まえて一定のルールの下で実施すべきものであり、現状においては早急に募集を再開頂きたい。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 60 号 例

鹿園 奈 全 の 徹 底 審 議 を お め る

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 2022 年 9 月 2 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	小金井保育問題連絡協議会 会長 野垣 成恵 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

安藤 主任	薄根 主任
安藤	薄根

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 9 月 2 日 15:13				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
渡辺	山下	渡辺	山崎	小林	北村	築木

小金井市議会議長 鈴木成夫様

廃園条例の徹底審議を求める陳情書

2022年9月2日

小金井保育問題連絡協議会

会長 野垣 成恵

小金井市東町 [REDACTED]

「陳情趣旨」

小金井市長が提案している公立保育園の廃園に関する条例については、専門家による意見聴取や公聴会を開くなどして徹底的に審議し、市民の理解を得て進めてください。

「陳情理由」

小金井市長が小金井市立保育園の廃園に関する条例を市議会 9 月定例会に上程していますが、この問題については、現在、私たちの団体から提出している陳情が2件、その他にも関連の陳情が市議会厚生文教委員会で審議の途中です。その最中に議案を上程することは、市民感情として受け入れられません。

市議会全員協議会などでの市の答弁にしても、保護者や市民からの要望に真剣に答えているとはとても言えません。現場の職員の、より良い保育を行おうという努力を顧みずに、保育の質について語ろうとしないことや、国基準の園庭を持つ認可園がたった 3 割しかなく、三多摩最下位の実態にもかかわらず廃園を計画することは、市内の子どもたちの育ちを真剣に考えることを放棄していると、言わざるを得ません。

20 年前から検討され続けていた公立保育園を民間に委託して残すことと、廃園にしてしまうことは、全く次元の違うことです。こうしたことへの思いから、多くの市民がパブリックコメントに不安・反対の意思を寄せたのではないのでしょうか。微細な部分については、パブリックコメントや保護者からの要望の中で「案」の段階から修正したと言いますが、市民・保護者の望んでいることは、小手先の修正ではありません。市民の間で大きく意見が割れている状況にもかかわらず、審議を尽くさずに市の考えを通すのは、将来に禍根を残すことにもなりかねません。

以上の理由から、今回の市長提案の議案については、市民の意思を尊重し、専門家の意見を聞き、公聴会を開くなどをして、貴議会においては徹底的に審議することを求めます。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 61 号

小金井市立保育園3園を寮園にする条例を上程することに關する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4 年 9 月 2 日
(西曆 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井北町 [REDACTED]
	氏 名	職員OB会代表 小林 孝 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 9 月 2 日 16:11				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

安 藤
主 任



小金井市議会 議長

鈴木成夫様

2022年9月2日

職員OB会代表

小林 孝

~~他有志~~ 同

小金井市貫井北田

小金井市立保育園3園を廃園にする条例を上程することに関する
陳情書

日頃より小金井の保育、子育て環境にご尽力下さりありがとうございます。

恵まれた小金井の環境の中で子どもたちひとりひとりを大事にする保育を止めました。

ところが、市内にたった5園しかない公立保育園を民間委託でもなく3園を廃園にするという案を突然市長が提案した事に驚き、耳を疑ってしまいました。パブリックコメントには565件もの意見が集まったのは当然のことと思います。

そして、全員協議会が府かれ協議している最中、しかも、父母や市民から納得できないので再度の対話要求があるにもかかわらず、9月議会に廃園条例を上程するとの事。最近、国基準を満たす園庭を持つ保育園の割合が、小金井市は多分26市中最_低と新聞で公表されました。これが西岡市長の子育て日本一をめざすことなのでしょうか？

私達は大事な小金井市の財産である保育園を市民の合意もないまま、市長が勝手に廃園にしてしまう行政の横暴を絶対許すことはできません。保育園存続のために、市議会として慎重に審議して下さいようお願い致します。